

葛飾区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月7日

葛飾区長

葛飾区条例第50号

葛飾区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

葛飾区空家等対策協議会条例（平成27年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「5人」を「7人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、令和9年5月31日までとする。